

【文書名】

○高齢者交通安全ガイド運用要領の制定について

(令和4年3月7日付け香交企第51号)

【概要】

高齢者の交通死亡事故抑止対策の一環として推進する高齢者交通安全ガイドの運用要領について定めたものである。

主な内容は交通安全教育等に深い知識と経験を有する警察官OBを「高齢者交通安全ガイド」として採用し、交通安全ガイドの任務内容や勤務時間、高齢者の実情に応じて行う個別指導の内容等について定めるものである。